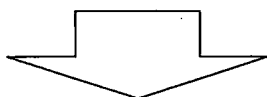


構想策定に係る基本的な考え方

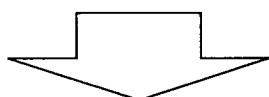
<背景>

- 市町村を取り巻く環境は大きく変化しつつあるなか、基礎自治体である市町村は、持続的に必要な行政サービスを提供できるよう、行財政基盤の整備が強く求められている。
- 合併新法では、『県において「合併審議会」の意見を聴いて、構想を策定するもの』と位置づける。
- 国の各種合併支援を受けるためには、県の構想に位置づけることが必要



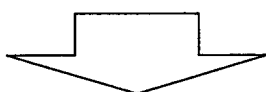
<本県の状況>

- 本県における市町村合併への取組は、将来を展望した真剣な検討、議論の結果、それぞれ自主的、主体的な判断のもと合併又は自立を選択。
- 結果的には、必ずしも十分進展したとは言い難い状況。一方で、合併新法下において、新たに合併に向けた具体的動きあり。



<県の基本姿勢>

- 市町村合併は、基礎自治体である市町村が、持続的に自らの責任で地域経営を担っていくため、その行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである。
- 但し、合併は将来にわたる地域のあり方をどうしていくかという重要な課題であることから、地域における十分な議論のもと、自主的、主体的に選択し決定すべきもの。
- 県としては、地域の判断を尊重すべきと考えており、また、合併を選択した市町村に対しては最大限の支援を行う。
- 以上より、構想の策定に当たっては、地域の動向や意向を十分に踏まえる必要がある。



<構想策定>

関係する市町村で合併に向けて合意形成がなされた上で、構想策定（組合せ）の申入れを受けて策定する。

<構想策定のための申入れの考え方（基準）>

関係する市町村で合併に向けた合意形成がなされていることが申入れの考え方であることから、以下のとおりとする。

- 関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされている場合で、関係市町村の全部から申入れがあった場合